

事務連絡  
令和2年5月4日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
医政局 経済課

新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた  
人工呼吸器のメンテナンスについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症に備えた人工呼吸器等の確保については、「新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた人工呼吸器の十分な確保について（依頼）」（令和2年4月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、これまで使用していた人工呼吸器等を破棄する計画がある場合、世界的な感染拡大による需要の増加状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染の収束が見られるまでの間、人工呼吸器等の破棄は行わず、適切に保管いただくよう依頼したところです。

今般、保管いただいている人工呼吸器について、需要に応じて使用可能な状態となるよう保守管理する観点から、製造販売業者等の協力を得て、保守期間が終了したもののうち、保守点検及び修理を行うことが可能な機種を別添のとおり取りまとめました。

各都道府県等におかれましては各医療機関に保管されている保守期間が終了した人工呼吸器が別添に掲げる機種の場合、製造販売業者等において保守点検及び修理が可能であることを、貴管内の医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、各医療機関に対する周知に当たり「医療機関ご担当者様へ 人工呼吸器のメンテナンスについて」を作成いたしましたので、適宜ご活用ください。